財團法人 協調會福岡出張所

要求條件（要望書）

一、給料に關する件

1、新入者初給八圓（現在七圓）以上支給のこと

2、三月目より一部に付五錢支給のこと

3、三月目毎に五厘昇給のこと

4、折込料金は配達夫六分店主四分にせられ度

但し活動館の折込廣告は此限に非ず

二、辨償に關する件

1、辨償に關する規定撤廢のこと（從來職務外にて器具破損せる者に付半額辨償せしむ）

2、臨時出版物定期刊行物の責任を負はざること（各自十部宛販賣責任を有し一部に付四錢乃至五錢の販賣手當を受く）

社團法人 調協會福岡出張所

半時二前午日四十二月八年本大

主店田原木ゼさ直ば改て依に細詳を件條八

る。

ものたつ論討に會年春會大臨時六後午

出提に員員職主店賣販屋原田に回四十日

立、ったしへ渉交に關機金賃制廢に此に共

のる為に件條不に細詳を額金二十參に日

三十二月回は合場るすと金引くらう。

戸一は合場るすと主をとるは關を職勤と部×社中間期社、S